

第 35 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 12 日

上富良野町農業委員会

第 35 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和8年5月12日（火） 午後1時30分から午後2時35分

2 場 所 J Aふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業委員会等に関する法律第30条 議事参与の制限)
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 日程第4 諮問第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成について
(農業委員会等に関する法律第30条 議事参与の制限)
- 日程第5 諮問第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成について
(農業委員会等に関する法律第30条 議事参与の制限)
- 日程第6 諮問第4号 農用地利用集積等促進計画案の変更について
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第4号 土地の現況証明書下付について
- 日程第10 議案第5号 農業委員会の最適化活動の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画の設定等について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	川崎 琢巳
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
8番 向山 直 君 9番 菊地信幸 君 を指名いたします。

議 長

日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求める。

令和8年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。以下、議案第1号朗読。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇のほか、計5筆です。地目は公簿現況ともに畑・田。面積は5筆合計で12,819.00㎡です。土地の引き渡し時期は令和8年4月3日、内容は合意解約です。農地法3条による賃貸借で、期間は令和12年11月30日まででした。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議 長

日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。

諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条及び第 19 条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和 8 年 5 月 12 日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件等を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、諮問第 1 号朗読。

1 の 1

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計 3 筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は 3 筆合計で 29,805.00 ㎡です。内容は使用貸借で、対価は 0 千円。始期は公告日からで、終期は令和 17 年 11 月 30 日です。

1 の 2

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計 1 筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は 1 筆合計で 9,186.00 ㎡です。事業は農地売買等事業の貸付タイプで、事業参加予定者は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さんです。対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払時期は令和 8 年 7 月 14 日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

1 の 3

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計 1 筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は 1 筆合計で 29,207.00 ㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和 13 年 2 月 3 日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年 1 月 30 日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 の 4

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計 1 筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は 1 筆合計で 39,724.00 ㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和 13 年 2 月 3 日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年 1 月 30 日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 の 5

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計 6 筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は 6 筆合計で 95,207.00 ㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和 13 年 2 月 17 日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年 1 月 30 日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 の 6

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計 12 筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は 12 筆合計で 126,241.20 ㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払い方法は口座振込、支払時期

は、引き渡し時期は対価の支払い日です。

1 の 7

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計 10 筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は 10 筆合計で 159,416.00 m²です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払い方法は口座振込、支払時期は、引き渡し時期は対価の支払い日です。

1 の 8

出し手、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23 の公益社団法人北海道農業公社さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計 2 筆。地目は公簿現況ともに田、面積は 2 筆合計で 36,550.00 m²です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払い方法は口座振込、支払時期は、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第 1 号 1 の 1 について、提案に関する補足説明をお願いします。
「2 番、春名正義 委員」

春名委員

2 番 春名です。諮問第 1 号 1 の 1 について、補足説明いたします。

1 の 1

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近になります。

〇〇〇〇さんの再処分により、賃貸のあっせん申出がありましたが、全町公開までされましたが、受け手が見つからず、今回、使用貸借で〇〇〇〇さんと契約することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 1 の 1 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

諮問第1号 1の2 について、提案に関する補足説明をお願いします。
「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。諮問第1号 1の2 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 北海道農業公社さん

所在地は、○○地区の ○○道路沿いになります。

○○○○さんの再処分に伴い、貸付タイプで売買することになりました。

5年間、受け手予定者の○○○○さんに北海道農業公社から賃貸され、期間満了後に、売渡しがされる予定です。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の2を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

諮問第1号 1の3、1の4 について、提案に関する補足説明をお願いします。
「3番、荒 仁 委員」

荒委員

3番 荒です。諮問第1号 1の3、1の4 について、補足説明いたします。

1の3

出し手 北海道農業公社さん

受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の ○○道路沿いになります。

○○○○さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、5年間の賃貸契約をすることとなりました。

1の4

出し手 北海道農業公社さん

受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、〇〇地区の 〇〇道路沿いになります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、5年間の賃貸契約をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の3を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 1の4を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 1の5 について、提案に関する補足説明を願います。
「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。諮問第1号 1の5 について、補足説明いたします。

出し手 北海道農業公社さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、5年間の賃貸契約をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の5を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 1の6 について、提案に関する補足説明を願います。
「2番、春名正義 委員」

春名委員

2番 春名です。諮問第1号 1の6 について、補足説明いたします。

出し手 北海道農業公社さん

受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の ○○○○道路沿いになります。

○○○○さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社との5年間の賃貸期間が満了をむかえるにあたり、売渡しをすることになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の6を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 1の7、1の8 について、提案に関する補足説明を願います。

荻子委員 4 番 荻子です。諮問第 1 号 1 の 7、1 の 8 について、補足説明いたします。

1 の 7

出し手 北海道農業公社さん

受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の○○○○沿いになります。

○○○○さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社との 5 年間の賃貸期間が満了をむかえるにあたり、売渡しをすることになりました。

1 の 8

出し手 北海道農業公社さん

受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の○○○○道路沿いになります。

○○○○さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社との 5 年間の賃貸期間が満了をむかえるにあたり、売渡しをすることになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 1 の 7 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 1 の 8 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 4 「諮問第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題

といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇
委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)
諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第2号について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和8年5月12日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、諮問第2号朗読。

2の1

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計21筆。地目は公簿現況ともに畑・田で、面積は21筆合計で217,938.00㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和12年12月28日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月30日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第2号 2の1 について、提案に関する補足説明を願います。
「3番、荒 仁 委員」

荒委員

3番 荒です。諮問第2号 2の1 について、補足説明いたします。

出し手 北海道農業公社さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、5年間の賃貸契約をすることとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 2の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議 長

日程第5 「諮問第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第3号について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和8年5月12日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、諮問第3号朗読。

3の1

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益社団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で8,099.00㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は公告日で、終期は令和13年2月3日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月30日までです。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第3号 3の1 について、提案に関する補足説明を願います。

「2番、春名正義 委員」

春名委員

2番 春名です。諮問第3号 3の1 について、補足説明いたします。

出し手 北海道農業公社さん
受け手 ○○○○の○○○○さん
所在地は、○○地区の ○○道路沿いになります。
○○○○さんの離農に伴い、貸付タイプで売買となったところです。今回、北海道農業公社への所有権移転が完了し、5年間の賃貸契約をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号 3の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○委員 着席)

議 長

日程第6 「諮問第4号 農用地利用集積等促進計画案の変更について」の件を議題といたします。
諮問第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第4号について、ご説明いたします。
本案件につきましては、令和8年2月6日の総会で審議された案件であります。令和○○年○○月○○日にて所有者である○○○○さんが亡くなったことから、相続登記の完了を受けて、今回、所有者の変更を行うものであります。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和8年5月12日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、諮問第4号朗読。

4の1

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町 924 番 1 のほか、計 2 筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は、2 筆合計で 44,522.00 m²です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は公告日で、支払方法は口座振込、支払時期は令和 8 年 9 月 4 日までで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第 4 号 4 の 1 について、提案に関する補足説明をお願いします。
「4 番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4 番 荻子です。諮問第 4 号 4 の 1 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、即売タイプで売買となったところです。今回、所有者の相続登記が完了したため、所有者の変更を行うものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 4 号 4 の 1 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第 2 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第 2 号について、ご説明いたします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第 2 項の規

定に基づき、許可の可否について審議を求める。

令和8年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項及び第3項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書に解除条件付の貸借に関する資料も添付させていただいております。

解除条件付の貸借については、農地所有適格法人以外の法人でも、地域との調和要件なども含め、貸借契約に解除条件が付されていること、地域の他の農業者と適切に役割分担し継続的に農業経営が行われること、1人以上が法人の行う耕作の事業に常時従事すること、が必要とされ、その要件は満たしているものと判断されます。以下、内容を朗読。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿が畑・田で現況は畑・田・農地・採草放牧地以外で、面積は7筆合計で70,823.00㎡です。権利移転・設定の理由は解除条件付き貸借となりました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。

「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。議案第2号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

農地パトロールで現地確認をしている〇〇〇〇さんの農地となります。馬のための牧草として、解除条件付の賃貸契約をすることになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番について、これより質疑に入ります。

向山委員

農地として使えるように整備してから耕作に移るのか。

事務局

現在遊休農地であるため、まずは耕作できるように伐採等を含めて整備する予定。

向山委員

農地の適正利用の判断基準は何か。

事務局

牧草地であるため、播種の有無や刈り取りを行っているか確認する。

内田委員

その確認を農地パトロール等でしていくことになるのか。

事務局

定期報告書類で確認するが、周辺を立ち寄った際にこまめに確認していく。適正利用

している様子がなければ、耕作者への聞き取りを行っていくことになる。

向山委員 現状農地を所有していないようだが、従事職員はいるのか。

事務局 農地を所有していないので従事した実績は無いが、農地の賃貸借にあたり農業従事者が必ず必要になるため、今回記載されている。

向山委員 農業従事者として適正な者であるかどのように確認するのか。

對馬委員 馬の作業をしている者も農業従事経験として確認が取れるのでは。現状作業支援をしているスタッフはいる。

事務局 馬の繁殖や作業支援をしているスタッフがいる。その者を従事者としてみている。

議 長 ほかにございませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和8年5月12日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧ください。
以下、内容を朗読。

1番
土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の
所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合
計で1,302.00㎡です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 荒 仁 委員」

荒委員 3番 荒です。議案第3号 1番 について、補足説明いたします。

所有者 ○○○○の○○○○さん
転用者 ○○○○の ○○○○さん
所在地は、○○地区の○○○○付近となります。
農業用の資材置き場などが不足となり、資材の搬入搬出に支障のない道路に接した
作業効率の良い場所を選定し、転用申請となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第3号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要
領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和8年5月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。
以下、内容を朗読し、土地の経過を説明。

1番
土地の所有者は○○○○の○○○○さん。申請者は土地所有者と同じです。土地の所
在は上富良野町○○○○番○○、計1筆。地目は公簿が畑で現況は農地・採草放牧地
以外で、面積は1筆合計で1,107.00㎡です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 谷口弘道 委員」

谷口委員 11番 谷口です。議案第4号 1番 について、補足説明いたします。

4月24日に 長谷川委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん

所在地は ○○○○地区の○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。

公簿上は畑ですが、農業用の施設用地として長年使用していることから、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10 議案第5号「農業委員会の最適化活動の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画の設定等について」の件を議題といたします。

議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第5号について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律及び関係法令に基づき、令和7年度農業委員会の最適化活動の目標及びその達成に向けた点検・評価並びに、令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等で公表しなければならない。とあり、町のホームページにて公表することとなりますので、ご報告いたします。

別紙資料に基づき、ご説明いたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

本日の日程は、全て終了いたしました。

第35回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案5件、諮問4件 の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時35分

上記第35回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____